



排出事業者の皆さんに取り組んでいただきたい事

廃プラスチック類を適正処理することは企業の義務です。廃プラスチック類の再生利用を行うためには、以下のことに留意して取り組んでください。

- 1 分別の徹底
 - ・他の廃棄物と分別する他、プラスチックの素材による分別が必要です。
 - ・リサイクルを妨げる忌避物の混入を防止しましょう。
- 2 適正価格による処理
 - ・適正処理のためには、適正な費用が必要です。
- 3 処理委託先との連携
 - ・廃棄物を効率よく再生利用するため、処理業者、再生事業者、再生品利用事業者と連携を密にしましょう。
- 4 その他
 - ・処理委託先に、廃プラスチック類の成分組成等の情報を提供しましょう。
 - ・プラスチックは、単一素材であることで再生利用しやすくなります。

再生利用の推進が求められる背景

- 廃プラスチック類は、分別の不徹底等により、原料リサイクル（マテリアルリサイクル）として利用されているものは**22%**に過ぎません。※1
- また、プラごみは、ポイ捨てや不法投棄など不適切な処理のため、**2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋に流失することが予測される**など地球規模での環境汚染が懸念されています。※2

※1「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 2019年」
（一般社団法人プラスチック循環利用協会、2020年12月）
※2「THE NEW PLASTICS ECONOMY RETHINKING THE FUTURE OF PLASTICS」
（エレン・マッカーサー財団、2016年）

かながわプラごみゼロ宣言



県は、プラごみ削減に向け、次の3つの柱で取組を進めています。

- 1 ワンウェイプラの削減
- 2 プラごみの再生利用の推進
- 3 クリーン活動の拡大等

「かながわプラごみゼロ宣言」賛同企業等の募集
これらの取組を広げていくため、プラごみゼロに向けて具体的に行動している企業を募集しています。ぜひご応募ください。



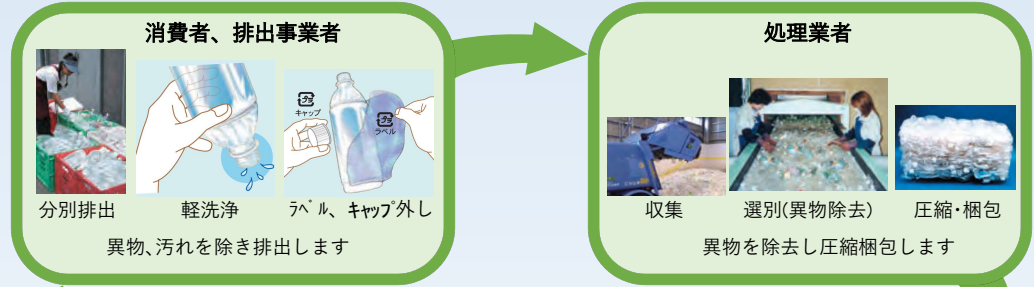
かながわりサイクル認定製品

循環資源を原料の全部又は一部に利用して製造される製品のうち、神奈川県が品質・安全性等の一定の基準に適合しているものとして、認定する製品です。
令和2年4月現在25製品を認定しています。
このうち、廃プラスチックを再生した物は7製品です。
資源の循環的な利用を促進するには、リサイクル製品の需要の確保が大変重要ですので、環境にやさしい「かながわりサイクル認定製品」の優先的な利用をお願いします。



廃プラスチック類のリサイクル

廃プラスチック類の再生利用を推進するため
かながわのリサイクル事業者を紹介します



廃プラスチック類のリサイクル例 (ペットボトルの場合)



リサイクルの推進には、リサイクルに関する
各事業者の協力が必要です

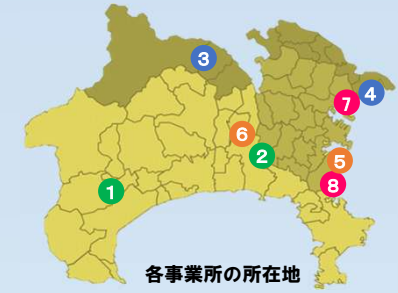


廃プラスチック類リサイクルの手法

分類	リサイクルの方法	事業者
マテリアルリサイクル	再生利用 ・プラスチック原料化 ・プラスチック製品化	1, 2
ケミカルリサイクル	原料・モノマー化 高炉還元剤、ガス化等	3, 4
サーマルリサイクル	燃料化	5, 6
サーマルリサイクル	熱回収・ごみ発電 ・セメント燃料化	7, 8

神奈川県内の廃プラスチック類リサイクル事業者

神奈川県内にある各種の廃プラスチック類リサイクル事業者の例を紹介します



マテリアルリサイクル

ケミカルリサイクル

サーマルリサイクル
燃料化

サーマルリサイクル
熱回収

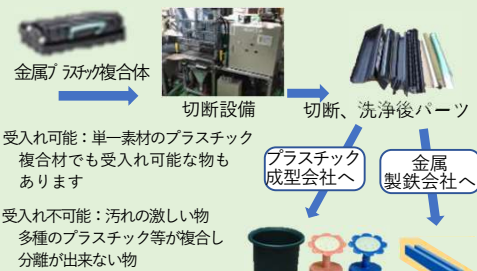
1 南開工業(株) エコマテリアル事業所

南足柄市儘下350
TEL : 0465-72-4676 FAX : 0465-70-2007
URL : <http://www.e-nankai.co.jp>



製品として再利用できないプラスチックを再び原料に戻しています。

[例] トナーカートリッジのリサイクル

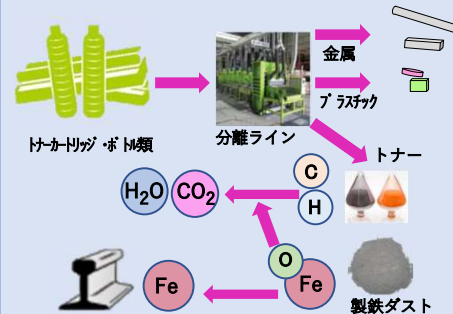


3 (株)旭商會

相模原市緑区下九沢2096-1
TEL : 042-771-3558 FAX : 042-774-8150
URL : <http://www.asahi-shoukai.co.jp/>



トナーカートリッジ、ボトル類を分離ラインで処理し、トナー粉を回収します。トナー粉はプラスチックが主体で、炭素、金属等が入っています。これを、製鉄工程でのダスト(鉄の酸化物)の還元剤として有効利用します。



5 (株)グーン

横浜市金沢区鳥浜町17-3
TEL : 045-769-2526 FAX : 045-771-9122
URL : <http://guun.co.jp/>



私たちは「未来創造」のためにクリエイティブな発想で、社会に提案、貢献してまいります。

- ・廃プラスチックをボイラー燃料としてリサイクル
- ・保管ヤードを保有し常時受け入れ可能
- ・杉田ICのすぐそばで交通の便も良好



※搬入不可の場合も処理ルートをご提案させていただきます。

7 J&T環境(株) 川崎エコクリーン、横浜エコクリーン

川崎市幸区堀川町580番地 ソラド 汐ノ東館9階
サール・カガ営業部
TEL : 044-330-9477 FAX : 044-511-1501
URL : <https://www.jt-kankyo.co.jp>



焼却処理とリサイクル(発電)を同時に実現します

■処理品目	
・ 廃酸	・ 紙くず
・ 廃アルカリ	・ ゴムくず
・ 汚泥	・ 金属くず
・ 廃プラスチック類	・ 繊維くず
・ ガラスくず及び陶磁器くず	・ 動植物性残さ
	・ スプレー缶 ^{※2}
	・ 感染性廃棄物 ^{※2}
	・ 低濃度PCB廃棄物 ^{※1}
	・ 廃油 ^{※2}

※1: 横浜エコクリーン ※2: 川崎エコクリーン

※低濃度PCB整体処理: J&T環境の全国ネットワークで処理を行います。



2 (株)紺野企業 綾瀬工場

綾瀬市深谷上8-6-24
TEL : 0467-70-6350 FAX : 0467-70-6568
URL : <http://www.konnokigy.com>



受け入れ可能な品目: 単一素材のプラスチック
受け入れ不可能な品目: 異物混入、汚れの多い物

4 昭和電工(株) 川崎事業所

川崎市川崎区扇町5-1
TEL : 044-322-6979 FAX : 044-355-8435
URL : <https://www.sdk.co.jp/kpr/>



昭和電工(株) 川崎事業所では使用済みのプラスチックをガス化し、アンモニアを製造します。アンモニアは、アクリル繊維やナイロン繊維、肥料などの原料になります。



6 (株)タズミ 早川RPF工場、プラターン海老名工場

綾瀬市吉岡709
TEL : 0467-77-1847 FAX : 0467-77-1936
URL : <http://www.tazumi.jp>



- ① 燃料化対象廃棄物 廃プラ類・木くず・紙くず・動植物性残さ・ゴム屑
- ② 禁忌品 電池類・密閉廃棄物・引火性発火物・感染性廃棄物・薬品等
- ③ 燃料化 不適物 塩素系廃プラ類・生ごみ腐敗物・悪臭物・金属塊等
- ④ 再生燃料 製品規格 塩素含有率: 0.3%未満、熱量: 約6,500Kcal、灰分: 5%未満



8 (株)シンシア 横浜R/Cセンター

横浜市金沢区幸浦1-10-4
TEL : 045-770-5333 FAX : 045-770-5343
URL : <https://www.sincerehq.com/rc/yokohamarc>



弊社は、廃棄物焼却に伴い発生する熱エネルギーを利用して、**廃棄発電(サーマルリサイクル)**および売電を行っています。

<受入れ可能な廃プラスチック類>
単一樹脂のみ又は自社分別可能なもの及び禁忌品を含まない物。但し、以下の物は、事前に相談並びにサンプル評価が必要です。
・金属付着物(塊状、コイル状、針金状等)
・排ガス値に影響が出る樹脂 (PVC、PVDC、PTFE、PF等)

